

令和6年第5回鶴ヶ島市農業委員会総会議事録

開催日・場所	令和6年5月27日（月） 鶴ヶ島市農業交流センター 研修室			
開 会 時 刻	午前10時00分	宣 告 者	議長（会長） 町田 弘之	
閉 会 時 刻	午前10時43分	宣 告 者	議長（会長） 町田 弘之	
議 長	会長 町田 弘之			
委員の出席状況				
農業委員			農地利用最適化推進委員	
議席番号	氏 名	出欠席	氏 名	出欠席
1	沼 田 富 子	出席	高 沢 健 二	出席
2	岡 野 と し 子	出席	小 川 清 志	出席
3	比 留 間 正 道	出席	吉 澤 弘 次	出席
4	須 藤 良 春	欠席	新 井 一 三	出席
5	町 田 弘 之	出席	瀧 島 誠	欠席
6	沼 倉 裕 之	出席		
7	小 川 佐 智 恵	出席		
8	長 谷 川 正 博	出席		
9	新 井 正 美	出席		
総会に出席を求めた者			事務局の出席状況	
なし			職 名	氏 名
			事 務 局 長	玉 木 亨
			次 長	遠 藤 俊 一
			主 任	岩 波 圭 介
議事の日程				
日程第1	議事録署名委員の指名について			
日程第2	議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について			
日程第3	議案第12号 令和7年度県農地利用の最適化施策に関する意見について			
日程第4	報告第5号 報告事項について			
日程第5	その他			
議事（担当）		内容		
開会	議長	農業委員9名中8名が出席し、法に定める定足数に達して		

		おり本総会は成立します。 なお、農地利用最適化推進委員 5 名中 4 名が出席しております。 これより令和 6 年第 5 回農業委員会総会を開会します。
日程第 1	議長	議事録署名委員の指名について 議席番号 9 番 新井 正美 委員 議席番号 1 番 沼田 富子 委員 を指名します。
日程第 2	議長 事務局	議案第 1 1 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。 1 番について事務局より説明願います。 まずは概要を説明します。 議案第 1 1 号については、相続人が「相続税の納税猶予に関する適格者」に該当するか否かを審査します。 特例を受けようとする相続人の要件は、相続した農地について、相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者となっています。 農業委員会の総会における審査では、相続人が相続開始前から農業に従事していた場合、それまでの農業に従事した実績、その農業経営の状況、農業経営に対する意欲及び能力等からみて引き続き農業経営を行うものと認められるか否かを判断します。 概要の説明は以上です。 それでは、議案第 1 1 号の 1 番について、申請内容を説明します。 申請地は、雷電池児童公園の南、約 100 メートルの場所にあり、面積は 3 筆合わせて 5,686 m²です。 申請人の耕作農地面積は、5,686 m²です。 相続開始前において、被相続人とは別居しており、農業には従事していました。 特例を受ける農地等の農業経営の開始は、令和 5 年 8 月 1

		6日であり、引き続き農業経営を行うとのことです。
議長		担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
推進委員		申請者に確認した内容を報告します。 農業に従事した実績、内容、経営の状況などを確認しました。 農業はこどもの頃から手伝っていますが、本格的には30年くらい前からとのことです。 農業の従事日数は年間60日くらいで、作物はお茶と野菜類で、野菜はじゃがいも、サツマイモ、大根、キュウリ、トマト、ナスなどを栽培しています。収穫したお茶は市内の茶業者に出荷しているとのことです。 また、日高市に農地を3,000㎡所有しており、貸しているとのことです。 これからも農業を続けていきたいとのことです。
議長		出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。 (質問・意見なし)
議長		特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。 1番について、「証明書の発行」に賛成する委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議長		挙手全員のため、本件につきましては、「証明書を発行すること」に決定しました。
議長		次に2番について事務局より説明願います。
事務局		2番について、申請内容を説明します。 申請地は、雷電池児童公園の南、約100メートルの場所に

		あり、面積は 1,280 m²です。 申請人の耕作農地面積は、1,280 m²です。 相続開始前において、被相続人とは同居しており、農業には従事していました。 特例を受ける農地等の農業経営の開始は、令和 5 年 8 月 16 日であり、引き続き農業経営を行うとのことです。
	議長	担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
	推進委員	申請者に確認した内容を報告します。 農業に従事した実績、内容、経営の状況などを確認しました。 農業はこどもの頃から手伝っていますが、本格的には 30 年くらい前からとのことでした。 農業の従事日数は年間 100 日くらいとのことでした。 お茶を栽培しており、収穫したお茶は市内の茶業者に出荷しているとのことです。 これからも農業を続けていきたいとのことでした。
	議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。
	委員	栽培しているお茶は申請者が管理し、市内の茶業者に出荷しているとのことであるが、実際の作業も申請者が行っているのか。
	事務局	申請者への聞き取りを行っています。農機具を所有しており、管理と作業は申請者自身で行っているとのことです。
	議長	その他質問、意見等ありますか。 (質問、意見等なし)
	議長	ないようですので質疑を終了し、採決を行います。 2 番について、「証明書の発行」に賛成する委員の挙手を

		求めます。 (挙手全員) 議長 挙手全員のため、本件につきましては、「証明書を発行すること」に決定しました。
日程第3	議長 事務局	議案第12号 令和7年度県農地利用の最適化施策に関する意見についてを議題といたします。 事務局より説明をお願いします。 内容説明の前に、意見書の法的根拠について説明します。農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」第38条第1項により、関係行政機関に農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならないと定められています。これを基に、本農業委員会が、埼玉県に対して意見書を提出するものです。 なお、意見書の提出を受けた埼玉県は、農業施策の立案、実施に当たり、提出された意見を考慮しなければならないと「農業委員会に関する法律」第38条第2項により定められています。 意見書の概要について説明します。 議案第12号の別添資料をご覧ください。意見は、2つの項目、5件で構成しています。 1つ目の項目は「農地の確保と有効利用」の施策とし、(1)から(3)までの3件の「課題となる事項・支援策」を取りまとめました。 (1)は「下限面積廃止後に遊休農地・荒廃農地を発生させないための地道な活動への支援策」、(2)は「遊休農地・荒廃農地を発生させないための地道な活動への支援策」、(3)は「遊休農地・荒廃農地に係る固定資産税の課税強化の迅速化等」として、それぞれの要望を列挙しています。 2つ目の項目は「その他」の施策とし、(1)と(2)の2件の「課題となる事項・支援策」を取りまとめました。 (1)は「農地・農業を守るための農業理解者・協力者の

		・農地法第5条の転用届出専決処分 2件 ・農地法施行規則第29条第1号に基づく届出 なし ・農地改良等に係る届出 なし ・諸証明の発行 なし
	議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。 (質問・意見等なし)
	議長	特段ないので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「承認」することに賛成する委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
	議長	挙手全員のため、「承認」することに決定しました。
日程第5	議長	その他について、事務局より説明をお願いします。
	事務局	「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況 その他事務の実施状況の公表」は、農業委員会等に関する法律第37条の規定等に基づき作成し公表するもので、事務局案について説明します。 本件は、令和5年度の目標に対し、実施及び点検、評価を示すものです。状況や目標については、令和5年度の当初に設定した目標数値を転記しています。 実施及び点検評価の項目と概要を説明します。 Ⅱ最適化活動の実施状況、1(1)③の実績は令和5年度の新規集約面積等の実績値を記載しました。 こちらは目標を達成できていないため、「地域の核となる農業の担い手が少なく、農地の集積が進んでいない。」としました。 (2)の遊休農地の発生防止・解消の③実績、④その他については、令和5年度の遊休農地に関する実績値等を記載し

ました。また、点検結果については、「利用状況調査の結果を基に、遊休農地の早期発見・早期解消に努めた」としました。

（３）新規参入の促進の③実績については、令和５年度の新規参入の促進に関する実績値等を記載しました。こちらの点検結果は、「令和５年度は明日の農業担い手育成塾の卒塾生が市内で就農したが、依然として新規就農希望者の確保が困難である。」としました。

２最適化活動の活動目標、（２）活動強化月間の設定、（３）新規参入相談会への参加については、令和５年度の実績値等を記載しました。

目標の達成状況の評語と推進委員等の点検・評価結果については、農水省の局長通知で規定する手法に基づき記載することとなっています。局長通知の手法に基づき、目標の達成状況の評語につきましては、「目的に対して期待どおりの結果が得られた。」としました。

推進委員等の点検、評価の結果については、令和５年度の事務の実施状況について集計し、記載をしました。

Ⅲ事務の実施状況については、令和５年度の事務の実施状況について集計し、記載をしました。

本件に関する説明については以上です。

議長

出席委員からの質問、意見等を求めます。

委員

目標達成できなかったと記載があるが、そのためのフォローアップ等の具体的な計画はあるか。

事務局

令和５年度の点検評価を実施し、達成できていない項目等があります。事務局においても対応策を考える必要があると考えていますが、事務局と委員が一体となり、達成できていない項目を達成できるようにしていかなければならないと考えます。

例えば、推進委員等の点検・評価結果は、取組項目ごとに点数が定められており、委員個人の活動も点数に反映されているため、各委員の活動日数の目標達成に向けた取り組みを

	お願いします。 一方で本市の場合は、共通の取組項目である、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進の3つの項目で達成状況が目標に達していないということで低い点数になっています。そのため、こちらについては委員会全体となって取り組んでいくべきと考えています。 令和6年度も目標達成に向けて、事務局としても、委員の皆様にしっかりと活動していただけるよう、必要な情報提供等を行ってまいります。
委員	結果に対して原因があるわけだが分析をすべきではないか。次の目標を計画するときに困難な数値やいい加減な数値になってしまうと思う。来年度も同じような結果になってしまうと思う。 全国的に新規就農者が少なくなっていると思うが、その数値的なところを見直しするということも非常に大切であると考えている。 新規就農者が、経営がうまくいかず鶴ヶ島を離れていってしまう現状があるが、なぜ定着しないのか。農業は利益が出なければ継続的な経営ができない。新規就農者が補助金を5年間もらえる制度があるが、交付期間終了後に経営状態がうまくいかなくなってしまうことがある。
委員	農業大学校を卒業した新規就農者が継続して営農できないのは、指導者いないことが原因だと思う。 行政と農家が連携していないから定着しないのではないかな。埼玉県に指導員がいるが、うまくいっていないと思う。何年かハウスを作って試験的に営農して本格的に就農する制度があるが、営農が10年も続かない現状がある。
事務局	農業大学校を卒業した方を対象に、JA・埼玉県・市との連携による、明日の農業担い手育成塾という、2年間の研修制度を設けています。技術・経営等2年間の研修により、農業者として1人立ちできるようサポートを行っています。この制度を卒業した新規就農者で現在も活躍されている方がいますが、営農を継続できていない方もいます。気持ちの問題や

	計画がうまくいかない等の原因によるものです。お近くの農家さんに協力いただきながらうまくいっている方もいるので、このような体制は、今後も市としては力を入れていかなければならないと考えています。
議長	本調査は公表をすることが求められています。委員会においては数値的目標に向け、様々な課題を改善していくために議論をしていきたい。新規就農者の定着についての意見があったが、市は課題を踏まえ前向きな対応していただきたい。新規就農者に対する支援として、JA を主体とした指導制度があるということだが、過去には農業構造改善事業により国からの補助や低利融資、土地基盤整備、大型機械等の近代化施設の導入など、生産拡大に向けた取り組みがあった。
委員	新規就農者が定着するために、栽培の技術的な問題と、販路の問題がある。地域の経験のある農業者に技術を教えてもらうことが大事。また、農薬や肥料はコストをかけなければ良質な農産物ができない。 販路については、私はスーパーマーケットに出荷しているが、価格競争が激しい状況で、商品を陳列する場所・量も決められている。 販路が限定的になっている。販路の確保はしっかりやらないと農業者にとって厳しいものがある。高倉の JA 直売所においても同様である。 また、野菜の価格も上がってきたが、消費者は買ってくれる。市長が掲げる公約の構想にある施設が早く完成して欲しい。
委員	販路の確保は課題であると思う。 新規就農者と話すと、やはり販路の確保が課題と言っている。私は良質な農産物をつくらなければ売れないと伝えている。そのためには農薬や肥料にコストをかけないといけなしと伝えている。 また、日本の気候も変わってきており、害虫対策等も課題になっている。埼玉県の実証普及担当の考えも聞いてみたい。

	議長	その他質問、意見等ありますか。 (質問・意見なし)
	議長	意見がないようですので、「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」については、事務局（案）のとおりの内容としてよろしいでしょうか。 (異議なし)
	議長	異議がないようなので、事務局（案）のとおりの内容で決定いたします。
	議長	その他説明事項等は、ありますか。
	事務局	特にありません。
議事録の署名	議長 事務局	それでは、事務局より、議事録の報告をお願いします。 本日の総会議事録を読み上げ、報告を行い、議事録の署名を求める。 議長及び議事録署名委員（2名）の3名が署名する。
閉会	議長	以上をもって、令和6年第5回農業委員会総会を閉会します。